

工事請負入札参加有資格者の方へ

大 阪 市

工事請負契約に係る工事費内訳書の取扱いについて

現在、大阪市が発注する工事については、全入札者に対して、入札書提出時に入札金額の算定根拠となった工事費の内訳に関する書類（以下「工事費内訳書」という。）の提出を求めています。

令和6年6月の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）の改正により、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、材料費、労務費等を記載した工事費内訳書の提出が必要となりました。

これに伴い、大阪市が発注する工事についても、入札書提出時に提出する工事費内訳書に、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金の記載が必要となります。

入札参加に当たっては、公告の際に指定されている工事費内訳書の内容を確認したうえで入札を行ってください。

1 対象案件

電子入札により執行する工事請負案件

2 落札決定等の無効

「入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領」第5の規定に該当する場合

注 必要な事項に記載漏れがある場合は、原則として無効の入札として取り扱います。ただし、材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金について記載がない場合は、暫定的に無効としないこととします（法定福利費は、従前より見積の明示を求めていることから、記載がない場合は無効とします。）。

3 施行日

令和8年4月1日（施行日以後に発注する案件に適用）

4 その他

入契法の改正により、公共発注者は、提出された工事費内訳書等の書類内容を確認する等、必要な措置を講じなければならないとされました。これに伴い、今後、労務費等の適正性を調査する「労務費ダンピング調査」を実施する予定としています。実施時期及び対象案件等の詳細については、改めてお知らせします。

なお、「労務費ダンピング調査」の実施前においても、工事費内訳書の確認時に必要があると認められる場合は、工事費内訳書の提出者に説明を求めること及びより詳細な工事費内訳書の提出を求めることがあります。